

## 保育士・指導員（嘱託職員）勤務条件

1 身 分 社会福祉法人北九州市福祉事業団の嘱託職員

2 業務内容 総合療育センター指導科（にこにこ通園）における保育士・指導員の業務

変更の範囲：所属長の定める範囲

3 委嘱期間

(1) 採用日から令和7年3月31日まで（試用期間なし）

(2) 業務の必要性がある場合には、勤務成績等により4度まで更新する場合があります。

（雇用年齢の上限を65歳とします。）

4 勤務場所 北九州市立総合療育センター（北九州市小倉南区春ヶ丘10-4）

変更の範囲：変更なし

5 勤務時間等

(1) 勤務時間（実働週37.5時間） 午前8時30分～午後5時00分

(2) 休憩時間 勤務時間中に60分（所属長の指定する時間）

(3) 時間外勤務 有り

(4) 休日等

ア 週休日（日曜日及び土曜日）

イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日

ウ 年末年始（12月29日～翌年1月3日）

(5) 年次休暇 採用月により変動（例）9月採用の場合6日（3月に追加で4日付与）

夏季休暇、病気休暇、子の看護休暇、短期介護休暇、結婚休暇、忌引き等

6 賃 金

(1) 月 額 197,600円（昇給なし）

※内訳

基本給：156,900円

処遇改善手当：20,000円（賞与算定基礎額には含みません）

特定処遇改善手当：6,000円（賞与算定基礎額には含みません）

ベースアップ等支援手当：14,700円（賞与算定基礎額には含みません）

(2) 通勤手当（月額） 55,000円を上限とする。

(3) 支 払 日 毎月20日（時間外勤務手当等実績分は翌月20日）

(4) 一 時 金 初年度 年1回（12月） 翌年度 年2回（6月・12月）

※基準日前2か月の雇用がある場合のみ

(5) 退 職 金 社会福祉施設職員等退職手当法に基づく退職共済に加入

※4月から1年間の雇用がある場合にのみ加入

7 福利厚生 健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険、定期健康診断等